

野洲市資料提供

提供年月日	令和4年8月23日
担当部課	健康福祉部地域医療政策課
担当者	駒井・松尾
連絡先電話番号	077-587-8814

野洲市民病院整備事業顧問の委嘱について

標記について、新たな整備場所において野洲市民病院整備事業を円滑に実施するため、今後の病院の整備に関し、総合的な視点から助言等をいただくべく、地域医療、病院経営等に精通したアドバイザーが必要であることから、令和4年9月1日より下記の方を野洲市民病院整備事業顧問として委嘱します。

記

- ・委嘱者 柏木 厚典（かしわぎ あつのり）氏

略歴

- ・大阪大学医学部 卒業
- ・米NIHフェニックス臨床研究所客員研究員
- ・日本糖尿病学会糖尿病専門医・指導医・名誉会員
- ・日本内分泌学会指導医・功労評議員
- ・日本内科学会認定内科医・指導医・功労評議員
- ・日本動脈硬化学会動脈硬化専門医
- ・【元】野洲市新病院整備可能性検討委員会 委員長
- ・【元】滋賀医科大学教授・副学長
- ・【元】滋賀医科大学附属病院長
- ・【前】社会医療法人誠光会 理事長
- ・【前】社会医療法人誠光会 淡海医療センター 病院長兼会長
- ・【現】社会医療法人誠光会 淡海医療センター 名誉院長



- ・任期 令和4年9月1日 ～ 令和6年8月31日

○野洲市民病院整備事業顧問設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、野洲市民病院（以下「病院」という。）の整備を円滑に実施するために設置する野洲市民病院整備事業顧問（以下「顧問」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 顧問は、病院の整備に関し、必要な助言等を総合的な視点から市長及び関係職員に対して行うものとする。

2 顧問は、関係する会議の長が認めるときは、市長の求めに応じて当該会議に出席し、意見を述べることができるものとする。

(委嘱)

第3条 顧問は、病院経営及び地域医療の動向に広い見識と経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 顧問は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期及び報酬等)

第4条 顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 顧問の報酬及び費用弁償は、野洲市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年野洲市条例第48号）に定めるところによる。ただし、報酬の額については、市長が定める。

(留意事項)

第5条 顧問は、この職務において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期が終了した後も、同様とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。